

厚真高校 生活のルール

生活規程

(1) 校内生活



★登下校、欠席、遅刻、早退と外出

- 1 登校は、各HR教室に入り**8時30分**までに着席していること。
- 2 欠席・遅刻・早退は、必ず**保護者**から学校に連絡してもらうこと。
- 3 放課後、正当な理由がない生徒は、速やかに帰ること。**17時(5時)**までに下校すること。
※正当な理由で残る場合には、必ず担当の先生の許可を得ること。
- 4 早退は、担任に、早退願を提出し、帰宅後は保護者（本人）が学校へ連絡を入れること。
- 5 遅刻時は、入室許可証を記入し、授業中の時は、教科担任に提出すること。
※入室許可証は、「遅刻用（朝）」と「中抜け用（途中退出）」の2種類。
- 6 登校後、やむを得ず外出する時は、担任に許可を受け、外出許可願を提出する。

★施設・設備の利用

- ◎ 施設・設備を破損した場合は、必ず担任（または学年の先生）に申し出ること。

★その他、守って欲しいこと

- 1 **身分証**は常に携帯すること。
- 2 学習に不必要なものは持参しないこと。

- ①不要物の例→雑誌類、漫画、ゲーム、ヘアアイロン、ドライヤーなど。
※その他、学校が不適切と判断したもの。

②授業中は、不必要なもの（弁当など）は、必ず**かばん**にしまうこと。
☆**授業中の水分補給**は、水筒やペットボトルなど**フタが閉まるもの**とする。

③不要物の所持を発見された場合は、没収される事がある。

④原則として没収したものは、保護者来校の上、注意確認後に返却。

- 3 原則として、**高額な現金・貴重品**は、持参禁止とする。

- ①やむを得ず持参する場合（定期券購入等）は、朝のうちに担任に預けること。

②自分の持ち物は、しっかり自己管理すること。

- 4 遺失物・拾得物は、生徒玄関前ロッカーで保管するが、**長期休業ごとに処分**する。

★スマートフォン・携帯電話の扱い

◎ 使用は、**朝SHR前・帰SHR後・各休み時間**とし、使用時間は厳守すること。

- ①授業開始チャイム前には、必ず**電源を切り乾にしまう**。また、掃除当番中は使用禁止。
- ②授業時間中の使用及び通知・着信等の音(バイブ)は、理由を問わず**没収**する。
- ③没収後は、1回目→学年団注意後、返却。2回目以降→生徒・進路指導部指導と、反省文等の課題を提出。反省の状況が悪い場合、保護者を召喚する場合もある。
- ④使用時は、原則として**音を出さない**設定にすること。
- ⑤使用ルールが守れなかったり、使用状況が悪い場合は学校の判断で、全校生徒の学校での**使用禁止**、さらに状況が悪ければ**持ち込みを禁止**とする。

★自動販売機の使用

◎ **休み時間・放課後**に使用できるが、次の時間は使用禁止とする。

朝の職員打ち合わせ時 ・ 会議中の表示がある時 ・ 特に学校の指示がある時

(2)校外生活

★以下の場所については**出入り禁止**とする。

- ・パチンコ店、麻雀荘、場外馬券場、風俗営業店など。
- ・酒類を主とする飲食店、またその他飲食店で雰囲気の良い所。
- ・高校生にふさわしくない映画及び興業物を上映上演している所。
- ・青少年育成条例で禁止している所と、高校生として出入りが好ましくない所。

★**夜間の外出** 夜間外出は**21時(9時)**までとする。アルバイト等でも、同様とする。

★アルバイト

1 アルバイトは、保護者からの申し出で、次の条件を満たす場合に許可する。

- ①学業に支障がないこと。 ②健康や安全面に配慮され、法律に反しないこと。
- ③必要な書類が全て提出されていること。 ④**1年生は、夏休みから許可。**

2 アルバイトの禁止

- ①**調査一週間前と、調査中**のアルバイトは禁止する。
- ②学校生活に支障があると判断された場合、禁止・もしくは、許可を取り消すことがある。

3 成績不振者、または欠課時数が多い生徒は、以下の**アルバイト禁止**等の指導をされる。

- ①**成績不振者**は、成績説明会から補習終了まで。課題未提出の場合は、提出されるまで。
- ②**欠課時数が「2割」**を超える教科がある者は、改善されるまで。
- ③特別指導や、繰り返し生活指導を受けた生徒は、必要に応じてアルバイトを禁止する

服装・頭髪等規定

★服装・頭髪は、常に「厚真高校の看板」を背負っていることを意識すること。

男女共通 プレザーの内側に着用できるのは、ベスト・カーディガンのみ。なお、その際には指定された色**白・黒・紺・グレー・ベージュ**を守ること（別紙参照）。

- ①夏季略装時は、ポロシャツは認めるが、防寒で着る**上着はプレザーのみ**とする。
（ポロシャツのカラーは、ベスト・カーディガンと同じとし、単色のみとする）
- ②冬季で、コート類を着る際は、プレザーの上に着用すること。

男子 制服は、厚真高校男子制服規程図に定める。また、通年で腰パン、シャツ出し、ズボンの裾をまくらないこと。

女子 制服は、別紙厚真高校女子制服規程図に定める。また、通年スラックスを着用しても良い。

- ①スカートは、「上部を折る・ベルトで止める」などで短くせず、腰の位置ではなくこと。
また、スカート丈の基準は、膝にかかる長さとする。
- ②冬季は、タイツに靴下等は認めるが、華美にならないように配慮すること。

- 1 授業中に寒い場合は、ブランケットの使用は認めるが、教室外での使用は禁止する。
- 2 やむを得ず異装（指定ジャージ等）をする場合は、**保護者から学校へ連絡**してもらう。
- 3 マニキュア、化粧、並びにアクセサリー類は禁止。

- ①ピアスやカラーコンタクトレンズの使用も認めない。ピアスについては、穴をふさがない透明用具を装着することも認めない。
- ②見つけた場合は没収し、卒業まで預かる。

- 4 ピアスの穴を開けたりタトゥーを体のいかなる部分にも入れることを禁じる。
※入学以前からあるものについては改善する。

正装の指定 儀式や集会、その他学校が指定した時は「正装」とする。

- ①プレザーのボタンを留め、腕まくりも正す。ベスト・カーディガンは着ない。
- ②白、黒、紺のソックス、ハイソックス、ストッキング、タイツとする。
- ③**夏季略装中の正装**は、Yシャツ（ブラウス）に**ネクタイ・リボン**を着用すること。

★頭髪規程

- ①身だしなみ整え、常に清潔に心がけること。（「ひげ」は伸ばさない）
- ②パーマ、染色、脱色等は禁止。エクステや男子の「ヘアピン等」も禁止。
- ③変形した頭髪や、左右非対称・モヒカンなど極端な髪型は禁止。その他、学校の判断で、その都度改善指導をする事がある。

※1 指導された者は、**生徒・進路指導部が指定した日まで**に改善すること。

※2 改善が見られないと判断された場合は、保護者を召喚をする場合もある。

★定期服装頭髪指導

◎毎月1回程度、全校集会で一斉服装頭髪点検をおこなう。平常時は、随時学年指導・生徒指導部指導等を行う。

その他

- 1 ベル席の徹底と、教職員・外来者に敬語・挨拶を徹底し、礼儀正しくすること。
- 2 職員室・事務室の入室は、上着・マフラー・手袋・帽子などを全てとり、ノックをする。入室時の挨拶（元気よく）をし、用件を伝える。
- 3 登校時は、**A階段(東側)**を使用し**職員室前廊下**は使用しない。
※その他、**会議中の表示**がある場合は、**職員室前廊下は使用しない**こと。
- 4 保護者の許可の無い限り、他人の車に乗らない。（保険の対象外にもなる）
- 5 下校時は、寄り道をせず帰宅する。（寄り道は保険の対象外）
- 6 自転車通学は許可された期間とし、許可願を必ず提出すること。（未提出は保険の対象外）
- 7 他学年の教室には、立ち入らないこと。
- 8 ゴミの処理（分別）をしっかりと行うこと。
※弁当の食べ残し等、生ゴミは各自持ち帰ること。また、**カツ麺等の持ち込み禁止**。

★放課後特別教室の利用

- 1 放課後に、正当な理由で教室等を利用する場合は、事前に担当の先生に相談すること。
- 2 視聴覚室・進路相談室・パソコン室・放送室は、備品等が多くあるため、行事・検定などの時期に、教員付き添いのもとで利用を認める。
- 3 鍵を借りる際は、許可を得てから担当の先生の**名札**をかける。

★屋休み屋外の運動等

- 1 外出前に担任の許可を得て**グラウンド使用簿**に全員の名前を代表者が記入すること。
- 2 使用はグラウンドのみとし、飲食は認めない。（生徒玄関前・駐車場・駐輪場は禁止）
- 3 使用時間は、通常13:10（短縮日課は12:50）までとし、校内へ速やかに戻ること。